

# 第 6 章 資 料

## 第6章 資料

### 【計画策定体制】

#### (1) 置戸町介護保険事業計画策定等委員会

本計画を策定するため保健・医療・福祉の関係者、学識経験者及び各種団体関係者等18名を委員とする「置戸町介護保険事業計画策定等委員会」を設置し、本計画の策定に係る審議を行いました。

#### (2) 各種調査・活動によるニーズ等の把握

要介護状態となる前の65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護者を対象とした「在宅介護実態調査」のほか、日頃の相談や活動、庁内関係部署との話し合いによる現状と課題の把握を行い、計画への反映に努めました。

#### (3) 置戸町介護保険事業計画策定等委員会の開催状況

回数	年月日	内容
第1回	令和5年 7月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員会設置の趣旨及び役割について(委嘱状交付)</li> <li>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しについて</li> <li>置戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画(現計画)の進捗状況について</li> <li>置戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告</li> <li>置戸町在宅介護実態調査報告</li> </ul>
第2回	令和5年 8月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の趣旨・理念について</li> <li>置戸町の高齢者の健康課題</li> <li>置戸町の介護保険をめぐる課題検討</li> <li>置戸町の高齢者福祉をめぐる課題検討</li> <li>計画策定に向けた課題</li> </ul>
第3回	令和5年 10月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>置戸町高齢者保健福祉計画の方針について～施策の体系の提案～</li> <li>第9期介護保険計画の方針について～サービス量・給付費の考え方について～</li> </ul>
第4回	令和5年 12月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>置戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について</li> </ul>
第5回	令和6年 1月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>置戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(答申案)について</li> </ul>

## (4) 置戸町介護保険事業計画等策定委員会名簿

任期：令和5年7月27日～令和6年3月31日

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
委員長 奥山 忠明	置戸町社会福祉協議会 会長	須藤 大介	グループホーム 代表取締役
副委員長 植野 トミ子	置戸町女性団体協議会 会長	岡部 信一	特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム 施設長
渡邊 實	置戸町民生委員協議会 会長	中西 誠	整骨院 院長
神宮 龍太郎	置戸町自治連絡協議会 会長	福手 一久	社会福祉協議会 事務局長
松島 克典	置戸赤十字病院 事務部長	坂森 誠二	企画財政課 課長
井上 敦子	置戸町ボランティア つつじの会 会長	須貝 智晴	社会教育課 課長
佐久間 光昭	置戸町中央公民館 館長	名和 祐一	施設整備課 課長
阿部 光久	置戸町スポーツ協会 会長	鈴木 義徳	消防署 支署長
澤田 正	置戸町老人クラブ 連合会 会長	永井 真由子	生活支援 コーディネーター

## ○置戸町介護保険事業計画策定等委員会要綱

令和2年1月17日  
要綱第1号

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業計画策定等について、広く町民の意見を反映し、円滑かつ適切な実施を確保するため、置戸町附属機関設置条例（令和元年条例第24号）第1条に基づき、介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は見直しに関する事項
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度末日までとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長の指名により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、過半数の委員の出席により会議を開催するよう努めなければならない。

3 委員会は、必要に応じ有識者から意見を聴くことができる。

## (守秘義務)

第6条 委員及び前条第3項の規定により出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、委員は、その職を退いた後もまた同様とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉センターにおいて行う。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 【第9期介護保険事業計画の基本指針について】

第9期において記載を充実する事項**1 介護サービス基盤の計画的な整備**

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

**2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組**

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業等による障がい者福祉や児童福祉等、他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

**3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進**

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の楽手環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 【用語解説】

### あ行

#### アウトリーチ

必要としている人に必要なサービスを届けること。特に社会福祉の分野では、必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行うプロセスのことを指す。

### か行

#### 介護給付費

要介護（支援）認定を受け、介護サービスを利用した被保険者に対する保険給付。原則支給限度基準額の9割が保険給付され、残りの1割が利用者の自己負担となる。ただし、認定された負担割合によっては自己負担が2割～3割となる。

#### 介護保険料

被保険者が市区町村に納める保険料のこと。第1号被保険者の介護保険料は市区町村が法令に基づき徴収する。第2号被保険者は、社会保険診療報酬支払基金の通知に基づいて医療保険者が医療保険料と一緒に徴収する。介護保険料は3年に1度見直される。

#### 介護予防

介護保険制度に取り入れられた概念で、高齢者が要支援・要介護状態にならないようにしようとする。それを実践するものを介護予防事業という。

#### 介護予防サービス

介護保険法に規定された、要支援1及び要支援2の認定者に提供されるサービス。要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になってもその悪化を防ぐことに重点を置いている。

#### 介護予防・生活支援サービス

介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するための事業。「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」から構成されており、住民主体の支援等も含まれる。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村を実施主体として、多様な人材や社会資源を活用し、要支援者・事業対象者に対して介護予防事業や配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に提供する。

#### 介護老人福祉施設

常時介護を必要とする原則要介護3以上の要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法で定める特別養護老人ホームのうち、都道府県知事から指定を受けた施設。

## 介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、医師による医学的管理の下、看護や介護を受け、リハビリテーションを行い、要介護者の自立支援と家庭復帰を目指す施設。

## 居宅介護支援・介護予防支援

居宅の要介護認定者が介護予防サービス等を適切に利用できるような介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を図り支援すること。

## 居宅サービス

居宅の要介護認定者に対してサービス事業者から提供される介護サービス。①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤通所介護、⑥通所リハビリテーション、⑦短期入所生活介護、⑧短期入所療養介護、⑨特定入居者生活介護、⑩福祉用具貸与、⑪特定福祉用具販売、⑫居宅療養管理指導の12種類がある。

## 居宅療養管理指導

介護保険における居宅サービスの一つ。在宅や居住系施設に入所している要介護者に対して、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が訪問し、医学的観点から療養上の管理・指導を行う。

## ケアプラン

各種サービスが利用者の目標に沿って効率よく適切に提供されるため、介護支援専門員等によって作られる「利用者のためのサービス利用計画」のこと。居宅サービス、介護予防サービス、施設サービスの利用時だけでなく、介護予防・日常生活支援総合事業を利用するときにもケアプランが作成される。

## ケアマネジメント・介護予防ケアマネジメント

利用者の生活・療養上のニーズを満たすため個々の状態にあった目標等を設定し、目標を達成するために必要な介護サービスを利用できるように計画を立案した上で、サービスが適切に提供されるようにサービス提供事業者との調整を行い、サービスを利用していくための支援をすること。

## 健康教育

生活習慣病予防等の健康に関する正しい知識を広めることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の維持増進を図ること。

## 健康診査（健診）

がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病を予防する対策の一環として行われる健康診断及び当該診査に基づく栄養や運動等に関する保健指導を含む。

## 健康寿命

日常生活動作が自立し、健康で過ごせる期間。

## 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。成年後見制度は権利擁護のための制度の一つ。

## 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度。

1年間（8月～翌年7月）で介護保険と医療保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた負担限度額を超える場合、その超過分を償還払いで支給する。

## 高額介護（予防）サービス費

介護サービス利用時、1か月に支払った利用者負担の合計額が負担上限額を超えた場合その超過額が払い戻される制度。負担上限額は所得により異なる。

## 口腔

口の中の空所で、鼻腔や咽頭に連なる部分。舌や歯があり、消化管の入り口として食物の摂取・咀嚼・消化を行う。

## 後期高齢者

日本国内に住む75歳以上の高齢者のこと。

## 高齢化率

65歳以上人口が市町村の総人口に占める割合。

## さ行

## 施設サービス及び居住系サービス

介護保険施設へ入所・入居することで、滞在・生活の場所の提供と併せて、専門スタッフの管理のもと、包括的に各種介護サービスや支援を提供されるサービスの総称。

## 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金などの地域福祉の向上に取り組んでいる。

## 住宅改修

介護保険の居宅サービスの一つ。要介護認定者が手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行ったとき、市町村が必要と認める場合に費用が支給される。要支援、要介護状態の区分にかかわらず、住宅改修費の支給限度基準額は20万円。自己負担分を除いた金額が償還払いで給付される。支給限度基準額を超えた工事費用は全額自己負担となる。



### 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

都道府県が行う法定研修を修了した介護支援専門員。地域課題の発見や解決、関係職との連絡調整、介護支援専門員に対する助言・指導・育成などを行う。

### 小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。居宅の要介護認定者を対象に、訪問、又はサービス拠点への通所や短期入所により、家庭的な環境のもとで食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援や介護、機能訓練等を行う。

### 審査支払手数料

介護保険事業所からの介護報酬の請求に対する審査支払機関（国民健康保険団体連合会）による審査と支払事務の結果に基づく手数料。

### 生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）

高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域支えあいネットワーク（協議体）と連携し、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けてコーディネート機能を果たす者。

### 生産年齢人口

生産活動の中心にいる人口層のことで、国内統計では一般的に15～64歳人口を指す。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を守るため、後見人などが本人の判断力を補い保護・支援する制度。法定後見制度と任意後見制度がある。

### 前期高齢者

日本国内に住む65歳から74歳までの高齢者のこと。

## た行

### 第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。

### 第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の健保組合、全国保険協会、市町村国保などの医療保険加入者。

### 団塊の世代

昭和22年から昭和24年の間に生まれた世代のこと。第1次ベビーブーム世代。

### 短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や看護師等が、短期間（3～6か月）、集中的（週2回）に通所による機能訓練、訪問による生活指導、助言を行い、生活機能の改善、体力の向上を図るサービスを行う。

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人福祉施設などへの短期入所者に、入浴・食事・排泄などの介護、日常生活の世話、機能訓練を行う。また、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることも目的としており、介護者・家族の病気や冠婚葬祭、出張や介護疲れのときも利用できる。

### 短期入所療養介護

介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人保健施設などへの短期入所者に、看護・医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話を行う。また、医療的なニーズの高い利用者や認知症高齢者の行動や症状の対応のため緊急的な受け入れ、リハビリを目的として利用される。

### 地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が提供する、都道府県・市区町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、グラフ等を用いて見やすい形で提供されている。

### 地域支援事業

地域の高齢者が要介護（要支援）状態にならないように予防し、可能な限り自立した生活を送れるよう支援する事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業がある。

### 地域密着型サービス

介護保険法に基づき、認知症やひとり暮らしの高齢者となっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるように提供されるサービス。予防給付及び介護給付があり、地域の実情に応じて市町村が厚生労働省令で定める範囲内で基準や介護報酬を独自に設定できる。

### 地域密着型通所介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。利用定員18名以下の小規模な通所介護で、入浴・食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで行う。

### 地域リハビリテーション活動支援事業

地域住民が行う介護予防活動にリハビリや介護の専門職を派遣し、地域の実情に合った支援を行う場。

### 通所介護

介護保険の居宅サービスの一つ。居宅要介護者等がデイサービス等に通所して入浴及び食事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービス。

## 通所リハビリテーション

介護保険の居宅サービスの一つ。心身機能の維持回復や日常生活の自立を図るため、介護老人保健施設や病院などに通い、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを受けるもの。

## 集いの場

介護予防に資する住民全体の通いの場として、市町村が把握しているもののうち、次の①～④に該当し、当該年度において活動実績があったもの。

- ① 体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断する集いの場であること。
- ② 集いの場の運営主体は、住民であること。
- ③ 集いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと。
- ④ 月1回以上の活動実績があること。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

## 特定施設入居者生活介護

介護保険の居宅サービスのひとつ。特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム（ケアハウス等）、適合高齢者専用賃貸住宅等）として指定を受けた施設で、要支援・要介護である入居者に対して、特定施設サービス計画に基づいて行われる日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話などのサービスのこと。

指定を受けた施設のスタッフがサービスを提供する一般型と、施設と契約した外部サービス事業所がサービス提供を行う外部サービス利用型に分かれている。

## 特定入所者介護（予防）サービス費

所得の低い介護保険施設入所者及び短期入所生活・療養介護利用者に対し、食費・居住費負担を軽減するもの。

## 特定福祉用具購入

介護保険の居宅サービスの一つ。都道府県知事の指定を受けた事業者から特定の福祉用具（腰掛便座や入浴補助具等の福祉用具の中で貸与になじまない性質のもの）を購入するにあたって市町村が必要と認めた場合、購入費用の自己負担額を除いた金額が償還払いで支給される。要支援・要介護とも同一年度内の支給限度基準額は10万円。

## な行

### 認知症ケアパス

認知症の状態に応じた適切なサービスの流れをまとめたもの。

### 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講修了者に与えられる名称。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努め、声かけ等自分のできる範囲で活動する。

### 認知症サポート医

認知症診療におけるかかりつけ医への助言や専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携推進を行う、認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師。

### 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職（認知症サポート医、保健師、社会福祉士等）で構成するチーム。認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族等を訪問して現状や課題を把握し、初期の支援を包括的・集中的に行うことで、症状の進行を予防し適切なサービスへつなげる。

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険の地域密着型サービスの1つ。認知症の要支援2～要介護5の要介護認定者が入所対象となる施設。1ユニット（5～9人）の高齢者が介護スタッフのケアを受けながら、家庭的な雰囲気の中で共同生活を行う。

### 認知症対応型通所介護

介護保険の地域密着型サービスの1つ。認知症の人を対象とした通所介護で、デイサービスセンター等に通所して、入浴・食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を行う。

## は行

### 福祉用具貸与

介護保険の居宅サービスの1つ。利用者の自立支援や介助に必要な福祉用具を貸与する制度。貸与の対象となる福祉用具は13種目（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト）があるが、要介護度によって貸与の対象となる種目に制限がある。

### フレイル

加齢によって、運動機能や認知機能が衰え、慢性疾患で生活にも困難が生じ、閉じこもりがちになる状態。ただし、早めに適切なサポートを受ければ、健康を取り戻すことができる。

### 訪問介護

介護保険の居宅サービスの1つ。訪問介護員（ホームヘルパー・介護福祉士等）が介護サービス利用者の自宅を訪問し、掃除・買い物・洗濯・調理などの生活援助や入浴・排泄・食事等の身体介護を行う。

### 訪問看護

介護保険の居宅サービスの1つ。病状が安定期にある居宅要介護認定者に対し、主治医の指示に基づき看護師等が介護サービス利用者の自宅を訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。このほか、在宅での見取り支援や医師との連携のもとに医療処置に関する緊急時の対応も行う。サービスの利用にあたっては医師の指示書が必要となる。

### 訪問入浴介護

介護保険の居宅サービスの一つ。介護サービス利用者の自宅を訪問して、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

### 訪問リハビリテーション

介護保険の居宅サービスの一つ。病状が安定期にある居宅要介護認定者に対し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指して行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うもの。サービスの利用にあたっては医師の指示書が必要となる。

## ま行

### メタボリックシンドローム

メタボリックは「代謝の」、シンドロームは「症候群」という意味で内臓脂肪型肥満に代謝機能不全が合併し、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態をいう。

## や行

### ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

### 要介護（支援）認定

介護サービスを受けようとする被保険者が保険給付を受ける要件を満たしているかどうかを認定すること。保険者たる市町村は、被保険者から認定申請があった場合に全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づき、審査・判定作業を行う。

### 養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つ。環境上の理由（住宅に困窮している場合や家庭環境悪化等）や経済的な理由（経済的に困窮している場合等）によって、在宅での生活が困難な65歳以上の高齢者が入所する施設。入所にあたっては市区町村による措置が必要となる。

## ら行

### リハビリテーション

単なる機能回復訓練ではなく、心身に障がいを持つ人の潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すもの。

**英数**

**ACP：アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）（人生会議）**

もしもの時のために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。より馴染みやすい言葉として「人生会議」とも呼ばれる。

**ICT（Information and Communication Technology）**

通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術。情報通信技術。

**KDBシステム（国保データベースシステム）**

国保連合会が健診、医療、介護保険の情報（データ）を活用し、保険者の効率的で効果的な保健事業の実施をサポートするシステム。

**SNS（Social Networking Service）**

インターネット上でユーザー同士がつながることができるような場所を提供するサービスの総称。様々な情報を発信したり、コミュニケーションをとることができる。